

1.

埼玉県国保運営方針（第2期）を反映

令和2年12月策定の第2期埼玉県国保運営方針を反映した見直しとする



2.

蕨市国保運営協議会の答申を反映

令和元年12月26日付蕨市国民健康保険運営協議会からの答申「蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて」を反映した見直しとする



3.

蕨市赤字削減・解消変更計画に沿った見直し

令和2年8月提出の蕨市赤字削減・解消変更計画に沿った見直しとする



1. 保険税水準の統一を目指す（原則として同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる）

- ① 令和8年度までに赤字を解消する段階的な目標を設定
- ② 令和9年度から収納率格差以外の項目を統一できるよう取り組む

1. 標準保険料率の算定方法に沿う

- ③ 賦課方式は所得割・均等割による 2方式
- ④ 標準保険税の応能・応益割の割合は 約53：47
- ⑤ 賦課限度額は、法定限度額

2. 蕨市国民健康保険税の税率の見直しについて

（令和元年12月26日付答申）

- ① 被保険者の負担が急激に増加しないよう段階的な改定を基本
- ② 標準的な算定方式となるよう医療分の資産割及び平等割を段階的に廃止し、2方式とする

3. 赤字削減・解消変更計画の基本方針に沿う

（平成30年から令和5年度までの6カ年計画）

- ① 保険税率及び課税限度額の見直しによる保険税調定額の増額
- ② 市民生活への影響に配慮

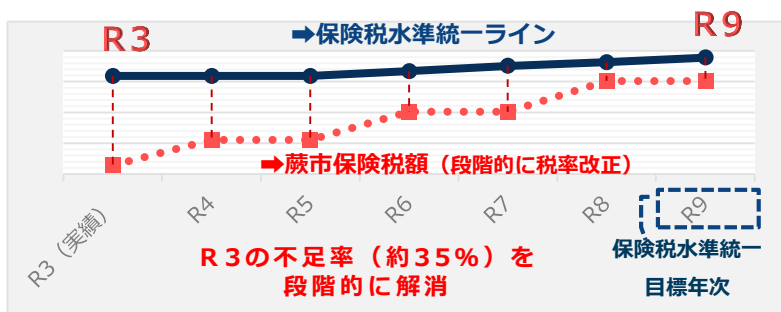
蕨市国民健康保険税 税率見直しの方針の反映について

① 保険税水準統一のための段階的な目標設定

(1-①・2-②・3-②)

保険税
統一

令和9年度を目標年次として、県内においては同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となる保険税水準統一が県の運営方針で定められているため、保険税が県内最低水準の蕨市は段階的な改正を実施する必要がある



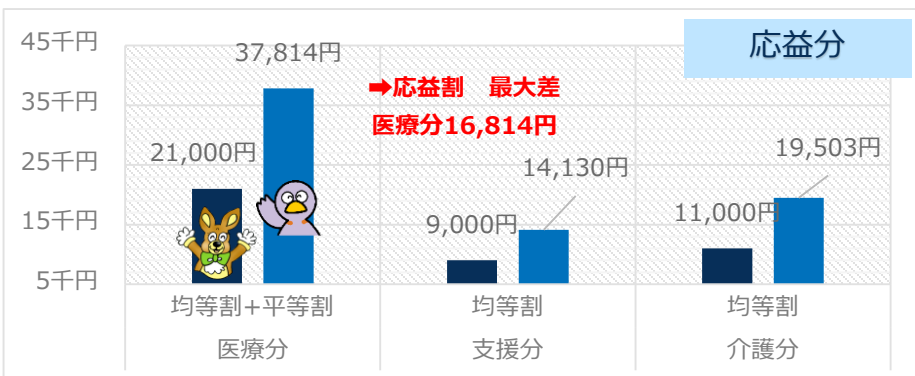
③ 応能・応益割合を段階的に改正へ

(1-④・2-①)

標準
税率

保険税水準の統一に向けて令和9年度までに、県標準保険税率の応能・応益割合を段階的に近づける

応能・応益割合（蕨市・県標準保険税率との比較）



② 4方式から段階的に2方式へ【資産割・平等割】

(1-③・2-②)

標準
税率

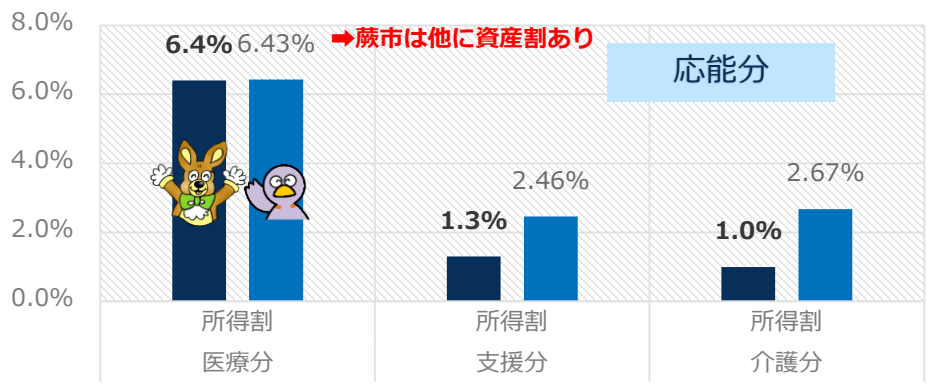
保険税水準の統一に向けて「所得割・資産割・均等割・平等割」の4方式の課税から、医療分の資産割及び平等割を段階的に廃止し、2方式へ近づける



4方式は
県内14市（35%）



2方式26市：4方式14市



応益割合を急激に上げると
低所得者の負担が激増

現行 約65 : 35 ⇒ 約53 : 47 (県標準税率)
応能 : 応益

蕨市国民健康保険税 税率見直しの方針の反映について

④ 賦課限度額は法定限度額へ改正 (1-⑤)

保険税
統一

蕨市においては、1期遅れで法定限度額を反映してきたが、保険税水準統一の方針として賦課限度額を法定限度額と示されていることから、法定限度額を令和9年度までに反映できるよう改正する

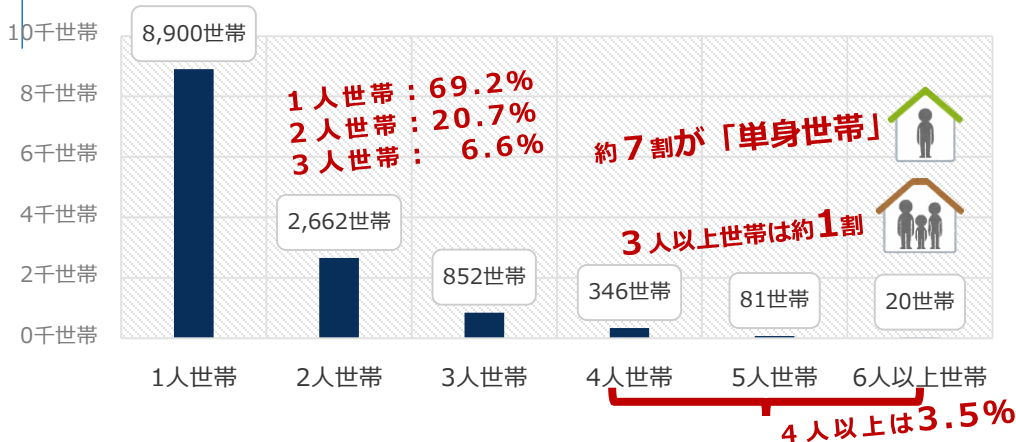
	賦課限度額		増額
	蕨市	法定限度額	
医療分	61万円	63万円	+2万円
支援分	19万円	19万円	
介護分	16万円	17万円	+1万円
合計	96万円	99万円	+3万円

※県内54市町村

⑥ 加入世帯の最多層での影響を比較 (1-④・2-①)

市民生活
への影響

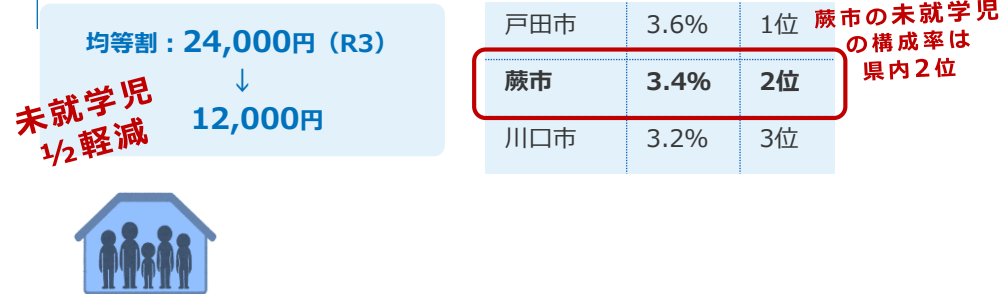
加入世帯の世帯類型の分析を元に、最も多い構成層における税額モデルケースを比較。被保険者への影響を考慮した改正を行う



⑤ 未就学児への均等割減免を実施【地方税法】 (3-②)

市民生活
への影響

応益割合を上げるにあたり、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子ども（未就学児）の均等割保険税を軽減を実施し多子世帯の急激な保険税負担に配慮する



世帯所得別内訳 (13,118世帯)

